

外貨定期預金概要説明書

3 - 1

平成28年4月1日現在

株式会社 阿波銀行

1. 商品名(愛称)	外貨定期預金
2. ご利用いただける方	個人(成年者)および法人
3. 期 間	<p>定型方式 ... 1か月, 3か月, 6か月, 1年 満期日指定方式 ... 1か月以上 1年以内</p> <p>定型方式の場合は預入時のお申し出により、自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱ができます。</p>
<p>4. 預 入</p> <p>(1) 預入方法</p> <p>(2) 通 貨</p> <p>(3) 為替相場</p> <p>(4) 最低預入金額</p> <p>(5) 預入単位</p> <p>(6) 自動継続方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円貨または外貨による一括預入 ・米ドル、ユーロ、豪ドル、スイスフラン、英ポンド その他の通貨については窓口へお問い合わせください。 ・円貨による場合は、為替予約が締結されている場合を除き、預入日の為替相場(TTS)を適用します。 TTS...円貨から外貨に換える時の為替相場です。 TTSには次の為替手数料が含まれています。 <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル : 1円 ・ユーロ : 1円50銭 ・豪ドル : 2円 ・スイスフラン: 90銭 ・英ポンド : 4円 なお、10万米ドル相当額未満は当行公表相場とし、10万米ドル相当額以上は外国為替市場における実勢相場を基準とします。 ・10万円相当額以上とします。 ・1補助通貨単位とします。 ・元金継続または元利金継続のいずれかをご指定ください。 なお、元金継続をご希望の場合は、外貨利息を入金する外貨普通預金口座が必要です。
<p>5. 払 戻</p> <p>(1) 払戻方法</p> <p>(2) 為替相場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に円貨または外貨により払戻します。 自動継続の場合、満期日の前営業日までに自動継続停止のお申し出があった時は、満期日以後に円貨または外貨により一括して払戻します。 ・円貨による場合は、為替予約が締結されている場合を除き、払戻日の為替相場(TTB)を適用します。 TTB...外貨から円貨に換える時の為替相場です。 TTBには次の為替手数料が含まれています。 <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル : 1円 ・ユーロ : 1円50銭 ・豪ドル : 2円 ・スイスフラン: 90銭 ・英ポンド : 4円 なお、10万米ドル相当額未満は当行公表相場とし、10万米ドル相当額以上は外国為替市場における実勢相場を基準とします。

<p>6. 利 息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払頻度</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 税 金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入または継続時の店頭表示金利を満期日まで適用します。 金利は通貨、預入期間毎に異なります。 満期日以後の利息は、解約または書替継続をした日における外貨普通預金利率により計算します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1通貨単位とし、1年を365日とする日割で計算します。 ・ 個人の場合 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 ・ 一般法人の場合 国税15.315%が源泉徴収されます。 非課税法人は非課税となります。 ・ マル優（非課税）の取扱はできません。
<p>7. 手 数 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨による預入れの場合は、次の手数料等をいただきます。 外貨現金による場合 1米ドルにつき2円、1ユーロにつき7円50銭、1豪ドルにつき9円70銭（いずれの通貨の場合も最低 2,000円） その他の外貨取引による場合 それぞれの対象取引の定めによります。 （窓口へお問い合わせください。） ・ 外貨による払戻しの場合は、次の手数料をいただきます。 外貨現金による場合 1米ドルにつき2円、1ユーロにつき7円50銭、1豪ドルにつき9円70銭（いずれの通貨の場合も最低 2,000円） その他の外貨取引による場合 それぞれの対象取引の定めによります。 （窓口へお問い合わせください。） <p>（注）外貨現金は、取扱っていない店舗があります。</p>
<p>8. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間中に為替先物予約を締結することにより、満期日における税引後の元利受取円貨額を確定することができます。 この場合、自動継続は中止となります。
<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中途解約は原則としてできません。 やむをえず中途解約する場合には、預入期間中の利率は解約日における当該通貨の普通預金利率を適用します。

